

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則（平成16年旭医大達第171号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第38条の2（略） （無給の休暇）</p> <p>第39条 本学は、職員に対して、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6) 職員が、旭川医科大学職員兼業規程（平成16年旭医大達第164号）に定める兼業のうち、報酬の有無に関わらず、次のいずれかに該当する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間（移動時間を含む。）（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>イ 病院、診療所等の医療提供施設等で非常勤医師若しくは非常勤歯科医師又はこれに準ずる職として診療に従事するとき。（新設）</u></p> <p><u>ロ 公立、私立の学校、専修学校、各種学校、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の規定に基づき設置された法人（以下「独立行政法人」という。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき設置された国立大学法人若し</u></p>	<p>第1条～第38条の2（略） （無給の休暇）</p> <p>第39条 本学は、職員に対して、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p>

くは大学共同利用機関法人又は放送大学学園等の教育施設で非常勤講師として講義又は実習に従事するとき。（新設）

ハ 教育，学術，文化及びスポーツの振興を図ることを目的とする公益財団法人，公益社団法人，NPO法人，独立行政法人及び特殊法人の各種委員等の業務で，特に公益性が高いと認められる業務に従事するとき。（新設）

(2) 女性の職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した女性の職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）

2 職員が無給の休暇を取得しようとするときは，事前に所属長に届け出なければならない。

3 前項の場合において，本学が証明書等の提出を求めたときは，職員は速やかにこれを提出しなければならない。

4 無給の休暇の単位は，必要に応じて1日，1時間又は1分とする。

第40条～第87条 （略）

#### 附 則

この規程は，令和4年8月1日から施行する。

別表1（第35条第3項第5号関係） （略）

別表2（第38条第1項第5号関係） （略）

#### 【改正理由】

地域医療や教育に貢献するための兼業，又は公共性の高い兼業への従事に対応した無給の休暇を設定するため，所要の改正を行うものである。

(2) 女性の職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した女性の職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）

2 職員が無給の休暇を取得しようとするときは，事前に所属長に届け出なければならない。

3 前項の場合において，本学が証明書等の提出を求めたときは，職員は速やかにこれを提出しなければならない。

4 無給の休暇の単位は，必要に応じて1日，1時間又は1分とする。

第40条～第87条 （略）

別表1（第35条第3項第5号関係） （略）

別表2（第38条第1項第5号関係） （略）